

# 身体拘束等適正化のための指針

医療法人やわらぎ会  
介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗

## 1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めることとする。

### (1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為としている。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることを原則とする。

例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ①切迫性：利用者本人または、他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
  - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
  - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※身体的拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことを必要とする。

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。

《介護保険指定基準に於いて身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

## (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、施設長（医師）をはじめ身体拘束廃止推進委員会で十分な検討を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

## (3) その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ・ 利用者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- ・ 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ・ 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ・ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わないように努める。
- ・ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める。

## 3. 施設内の組織に関する事項

### (1) 身体拘束廃止推進委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止推進のための委員会を設置する。

#### ① 設置目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討を行う。
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討を行う。
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討を行う。
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

#### ② 身体拘束廃止推進委員会の構成員

- ・ 施設長（医師・管理者）
- ・ 事務長
- ・ 事務職員
- ・ 栄養部職員
- ・ 相談部職員（介護支援専門員・支援相談員）
- ・ 機能回復訓練部職員
- ・ 看護部職員

- ・介護部入所職員
- ・介護部通所(デイケア)職員

### ③身体拘束廃止委員会の開催

原則として、毎月第3木曜日に開催する。

なお、必要時は随時開催とする。

## 4. やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

身体拘束廃止推進委員会を開催し、身体拘束を行うことを判断する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについての確認を行い、報告された事例を集計し発生時の状況等分析する。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討、評価する。

発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正化と適正化策を検討する。

拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討する。

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底するとともに、委員会議事録に記録し保存する。

本人・家族に対する同意書を作成するとともに、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

利用者本人や家族に対しての説明 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得たうえで実施する。

身体拘束要件に該当しなくなった場合は直ちに身体拘束を解除し、契約者・家族に報告する。

## 5. 身体拘束適正に向けた各職種の責務および役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づき、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

(施設長)

身体拘束における責任者（施設長<医師>）

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討、管理運営

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討、管理運営
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討、管理運営
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導、管理運営

(事務長、事務職員、栄養部職員、相談部職員)

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討、管理運営
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討、管理運営 ・身体拘束を実施した場合の解除の検討、管理運営
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導、管理運営
- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

(機能回復訓練部職員)

- ・集団及び個別のリハビリテーションの実施
- ・他職種協働しリハビリテーションマネジメント等の実施
- ・記録の整備

(看護職員)

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討、管理運営
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討、管理運営
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討、管理運営
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導、管理運営
- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

(介護部職員<入所・通所>)

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討、管理運営
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討、管理運営
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討、管理運営
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導、管理運営
- ・拘束がもたらす弊害の正確な認識
- ・利用者の尊厳の理解
- ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解・利用者個々の心身の状態の把握と基本的ケアの推進

## 6. 身体拘束廃止、改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

- ①年1回の研修会を開催する。
- ②新規採用者に対し、身体拘束廃止、改善のための研修を行う。

## 7. この指針の閲覧について

当施設での身体拘束廃止に関する指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族が施設内で自由に閲覧できるようにすると共に、ホームページ上に公表する。

付則

令和2年4月1日より施行する

令和5年8月18日更新